

食費・部屋代の負担軽減〈介護保険負担限度額認定証〉

●内 容

施設入所及び短期入所（ショートステイ）利用時の食費・部屋代については、通常、全額自己負担となりますが、所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、世帯（※1）・本人の所得に応じた負担限度額が設けられ、自己負担が軽減されます。

●利用の流れ

区役所保険年金課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
介護保険負担限度額認定証を施設に提示することにより、食費・部屋代が段階に応じた下表「負担限度額（日額）」の金額に軽減されます。

【負担限度額認定の申請時に必要なもの】

- ・被保険者及び配偶者（配偶者がいる場合）の預貯金通帳等の資産を確認できる書類
- ・介護保険証

●対象となるサービス

- 施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）
- （介護予防）短期入所生活介護 ●（介護予防）短期入所療養介護

負担限度額(日額)

段階	対象者	部屋代					食費	
		多床室	従来型個室 (特養等)	(老健・介護医療院等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	施設入所	短期入所
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯 ^(※1) で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等 ^(※2) の合計額が1,000万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円)以下の方	0円	380円	550円	550円	880円	300円	300円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万円以下 ^(※4) で、本人の預貯金等の合計額が650万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円)以下の方	430円	480円	550円	550円	880円	390円	600円
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万円超 ^(※4) の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円)以下の方	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円)以下の方	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の方	・第4段階には負担限度額が設けられていません。 ・食費や部屋代は施設との契約によって決まります。						

※1…世帯 本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)
※2…預貯金等 第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)以下
※3…その他の合計所得金額 情-7ページ「保険料について」の※3を参照してください。
※4…令和7年8月以降は80万9千円

国の定める基準費用額(日額)

	部屋代		食費
	令和6年8月から	令和7年8月から	
多床室	特養等 915円	特養等 915円	1,445円
	老健・医療院等 437円	老健・医療院等 (室料を徴収する場合) 697円	
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合) 437円	
従来型個室	特養等 1,231円	特養等 1,231円	
	老健・医療院等 1,728円	老健・医療院等 1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,728円	1,728円	
ユニット型個室	2,066円	2,066円	

サービスの利用者負担について

●負担限度額第4段階の方の特例〈課税層に対する特例減額措置〉

2人以上の世帯^(※1)において、介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設へ入所(ショートステイは対象外)し、下表の要件をすべて満たす場合には、申請により第3段階②の負担限度額が適用されます。詳しくは区役所保険年金課にお問合せください。

特例減額措置の対象要件	特例減額措置の内容
①第4段階の食費・部屋代を負担すること ②世帯の公的年金等収入額 ^(※2) とその他の合計所得金額 ^(※3) の合計から施設の利用者負担(自己負担、食費・部屋代の年間見込額)を除いた額が80万円 ^(※4) 以下であること ③世帯の預貯金等の合計が450万円以下であること ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは部屋代、またはその両方について、第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯…配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。また、施設入所により世帯が分かれた場合も同一世帯とみなします。

※2 公的年金等収入額…**情-7** ページ「保険料について」の※2を参照してください。

※3 その他の合計所得金額…**情-7** ページ「保険料について」の※3を参照してください。

※4 令和7年8月以降は80万9千円

食費・部屋代の差額の払戻し

介護保険負担限度額認定証を、やむをえず施設へ提示できず、「負担限度額」を超えて、「国の定める基準費用額」を超えない金額で支払いをした場合には、申請に基づき、差額の払戻しを受けることができます。詳しくは区役所保険年金課にお問合せください。

※「負担限度額」及び「国の定める基準費用額」については**情-36** ページの表を参照してください。

※支払った金額が「国の定める基準費用額」を超える場合は、差額の払戻しができません。

また、施設への支払いから2年を過ぎると申請ができなくなりますので、ご注意ください。

【差額支給の申請時に必要なもの】

・介護保険証 ・食費・部屋代の領収書 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・振込先口座の確認ができるもの